

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

勝央町長 水嶋 淳治

市町村名 (市町村コード)	勝央町 (33622)	
地域名 (地域内農業集落名)	勝間田地区 (勝間田・畠屋・東吉田・小矢田・黒土・岡・平集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月20日 (第5回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、町の中心部であり一部が都市計画区域内の用途地域に指定されていることから市街化が進み農地の面積が減少傾向にある。一方で、基盤整備の実施による優良農地も多数あり、現状は耕作・維持管理を行っているところが多い。しかし、今後は高齢化や後継者不足等により、規模縮小やリタイヤをする農家が増えるおそれがあるため、地域の担い手への農地の集約化や兼業農家の経営継続を支援する体制を整えることが喫緊の課題である。また、水路等の老朽化や獣害の増加による荒廃農地化も懸念されており、灌漑施設等の再整備や獣害防止柵の設置を検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の住民を中心にそれぞれが耕作していくことを基本とし、担い手への農地に集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地利用していく体制の構築を図る。作物については、水稻、黒大豆を中心とするほか、美作台地の畠地をぶどう園として団地化することで農地の荒廃化を抑制するとともに、新規就農者の受け入れを推進する。また、畜産農家の飼料作物需要が高まっていることから耕畜連携による飼料作物等の作付けを拡大する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	153 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	153 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、地域の担い手への農地集積も推進していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構での貸借制度の周知を行うとともに、担い手等の経営意向を把握しつつ農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基本的に基盤整備は行わず、現状の状態を維持する。将来の営農及び土地利用を行う上で、農地の大区画化又は灌漑施設等の再整備は検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手を中心とした農業を継続していくとともに、地区内外の農業者や新規就農者との意見交換を行い関係機関と連携していく地区外等の新規就農者の受け入れも前向きに検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①侵入防止柵の設置や捕獲を検討していく。
- ③大型草刈り機・ドローンなど省力化に向けた機械の導入を検討していく。
- ⑤ぶどう園の団地化を進めるとともに、新規就農者を受け入れ体制を整えていく。
- ⑨畜産農家と連携し飼料作物等の作付けを進めていく。